

公立大学法人高崎経済大学 障害者就労施設等からの物品等の調達方針

この方針は、「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号。以下「障害者優先調達推進法」という。）第9条の規定に基づき、公立大学法人高崎経済大学が障害者就労施設等からの物品及び役務（以下「物品等」という。）の調達を計画的に推進していくことを目的として定める。

1 適用範囲

この方針の適用範囲は、公立大学法人高崎経済大学が行う物品等の調達とする。

2 調達先と調達する物品等

(1) 調達先

調達先は、障害者優先調達推進法第2条第4項に規定する障害者就労施設等（以下「障害者就労施設等」という。）とする。

(2) 調達する物品等

障害者就労施設等から調達する物品等は次の表のとおりとする。

区 分	調 達 品 目
物 品	食品類、縫製品等、生活雑貨、小物雑貨、印刷製品、農作物 など
役 務	印刷、クリーニング、清掃 など

3 調達目標

物品等の調達にあたっては、2（2）の表の区分ごとに、前年度の調達実績額を上回ることを目標とする。

4 目標を達成するための具体的方策等

- (1) 一者による随意契約をしようとする場合には、調達の推進に配慮して契約相手先とする。
- (2) 複数者の見積合せにより随意契約をしようとする場合には、調達の推進に配慮して見積書徴取先とする。
- (3) 仕様書は、調達により達成しようとする目的等を踏まえて、必要十分かつ明確なものとする。
- (4) 調達にあたっては、計画的に発注するとともに、障害者就労施設等からの調達に配慮した納期を設定する。
- (5) この方針及び障害者就労施設等から調達が可能な物品等を高崎経済大学内に周知する。

5 その他

物品販売の機会確保のため、学内での販売スペースの確保に配慮する。

6 公 表

毎年度、2（2）の表の区分ごとの調達実績額及び主な調達品目をホームページへの掲載により公表する。